

議案第104号

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月13日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「により職員」を「により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)」に改め、同条第6項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」を「の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第5条の2中「45分で除して得た数」を「45分で除して得た数。附則第12項第1号において同じ。」に改める。

第22条第1項中「まで」を「まで及び附則第12項第3号」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」を「死亡した日現在。附則第12項第3号において同じ。」に改める。

第23条第1項中「この条」を「この条及び附則第12項第4号」に改め、同条第2項第1号中「次項」を「次項及び附則第12項第4号」に改める。

第25条第2項本文中「支給する」を「支給することができる」に改め、ただし書を削り、同条第3項中「支給する」を「支給することができる」に改め、同条第4項中「100分の60」を「100分の60以内」に改める。

附則に次の4項を加える。

12 当分の間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第13条第2項本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同項本文の規定の適用を受ける者である場合（当該特定職員が育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員である場合を除く。）にあっては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該特定職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては当該最低の号給の給料月額に算出率を乗じて得た額（当該特定職員が同項本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該額からその半額を減じた額）とし、当該特定職員が短時間勤務職員である場合にあっては当該最低の号給の給料月額に勤務条件条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該特定職員が第13条第2項本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該額からその半額を減じた額）とする。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、

附則第 1 4 項及び第 1 5 項において「最低号給に達しない場合」という。) にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第 1 4 項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 1 0 0 分の 1 . 5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 2 2 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、1 0 0 分の 1 . 5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 2 3 条第 4 項において準用する第 2 2 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 1 5 項において「勤勉手当減額対象額」とい

う。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第25条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第25条第1項 前各号に定める額

イ 第25条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第25条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第25条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

13 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

14 附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条及び第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務条件条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に

52 を乗じたものから同条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額) に相当する額を減じた額とする。

15 附則第12項の規定が適用される間、第23条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「相当する額」を「相当する額(行政職給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者(以下「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後においては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(平成24年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1条の規定による改正後の新居浜市職員の給与に関する条例附則第12項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第 号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(規則等への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則等で定める。

(新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 新居浜市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

3 給与条例附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第21条の規定の適用については、同条中「第20条」とあるのは、「附則第14項」とする。

(新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

5 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(新居浜市職員の給与に関する条例附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第5条 新居浜市職員の給与に関する条例附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第17条第3項の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第14項」とする。

## 提案理由

55歳を超える一般職の職員について、一般職の国家公務員に係る人事院勧告に準拠して昇給制度の見直し等を行うため、本案を提出する。